

労災保険給付 休業（補償）等給付

休業（補償）等給付の請求

- 「業務上または通勤災害による負傷や疾病の療養のため」、「労働することができず」、「賃金が支給されない」という3つの要素を満たす場合に請求することができる。
- 休業の4日目以降、給付される。
- 業務災害の場合は、休業開始後の3日間は事業主が労働基準法第76条による「休業補償」を行う。複数業務要因災害・通勤災害の場合は、当該休業補償を行う義務は生じない。

区分	請求書	提出先	支給額（原則）
業務災害 複数業務 要因災害	休業補償給付支給請求書 複数事業労働者休業給付支給請求書 (様式第8号)	所轄労働基準監督署	(休業1日につき) 給付基礎日額の60%および 特別支給金として給付基礎日額の20%
通勤災害	休業給付支給請求書 (様式第16号の6)		

*休業が4日以上の場合は、「労働者死傷病報告」を所轄労働基準監督署に対して行う。

給付基礎日額の計算（原則）

- 給付基礎日額は、労働基準法第12条の平均賃金に相当する額である。
- 平均賃金は、これを算定すべき事由の発生した日以前3か月間にその労働者に対し支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で除した金額である。
- 複数事業労働者の給付基礎日額は、就業先ごとの給付基礎日額を合算した額である。

【例】被災日：10月15日

直近の賃金締切日：9月30日

賃金：月額20万円（総支給額） の場合の給付基礎日額は……

$$① \text{ 賃金の総額} = 20 \text{ 万円} \times 3 \text{ か月} = 60 \text{ 万円}$$

$$② \text{ 総日数} = 9 \text{ 月} (30 \text{ 日}) + 8 \text{ 月} (31 \text{ 日}) + 7 \text{ 月} (31 \text{ 日}) = 92 \text{ 日}$$

$$③ \text{ 給付基礎日額} = 60 \text{ 万円} \div 92 \text{ 日} \approx 6,521 \text{ 円} 73 \text{ 銭} \Rightarrow 6,522 \text{ 円}$$

※1円未満の端数は切り上げる